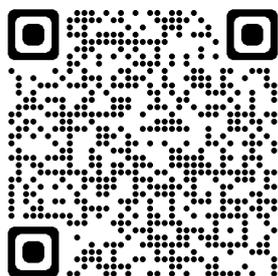


※本校の基本方針は「いじめ防止対策推進法（文部科学省）」や「堺市いじめ防止基本方針」を軸とし、本校の実態をふまえて作成したものです。



「いじめ防止対策推進法（文部科学省）」



「堺市いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの理解（堺市いじめ防止基本方針より一部抜粋）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめには「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬふりをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

3. いじめに対する基本認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 「未然防止・早期発見・早期解決が重要である」との姿勢で、市（教育委員会含む）、家庭、地域や関係機関との連携協力を努める。

4. 未然防止に向けて

- 自己有用感を育む教育的環境を整える。
- 児童が人権尊重や社会的ルールについて理解を深め、しっかりと考えることができるよう指導の充実を図る。
- ストレスを感じた場合でも、それを他の人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書をしたり誰かに相談したりするなど、より良い方法で解消させることを学ばせる。
- 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、担任以外の職員も該当する児童に関わり、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- 常に危機意識を高め、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、早期の改善充実を図る。
- 多様な個性との向き合い方や障がい等に関する教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- 市（教育委員会含む）、家庭、地域、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の行き届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

●子どものいじめを疑う	いじめ対応チェックリスト等
●子どもの声に耳を傾ける	アンケート調査、生活ノート、個別面談等
●子どもの行動を注視する	チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等
●保護者と情報を共有する	連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等
●地域と日常的に連携する	地域行事への参加、関係機関との情報共有

6. 早期解決に向けて

- いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、丁寧かつ詳細な事実確認を行う。
- 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応し、必要に応じて関係機関との連携も図る。
- 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- いじめた子どもには行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- いじめが解消された後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆や、いじめを見たり聞いたりしていたにも関わらず、それを阻止しない傍観者についても、いじめの関係者として事実確認や指導の対象とする。

7. 学校生活アンケートの実施

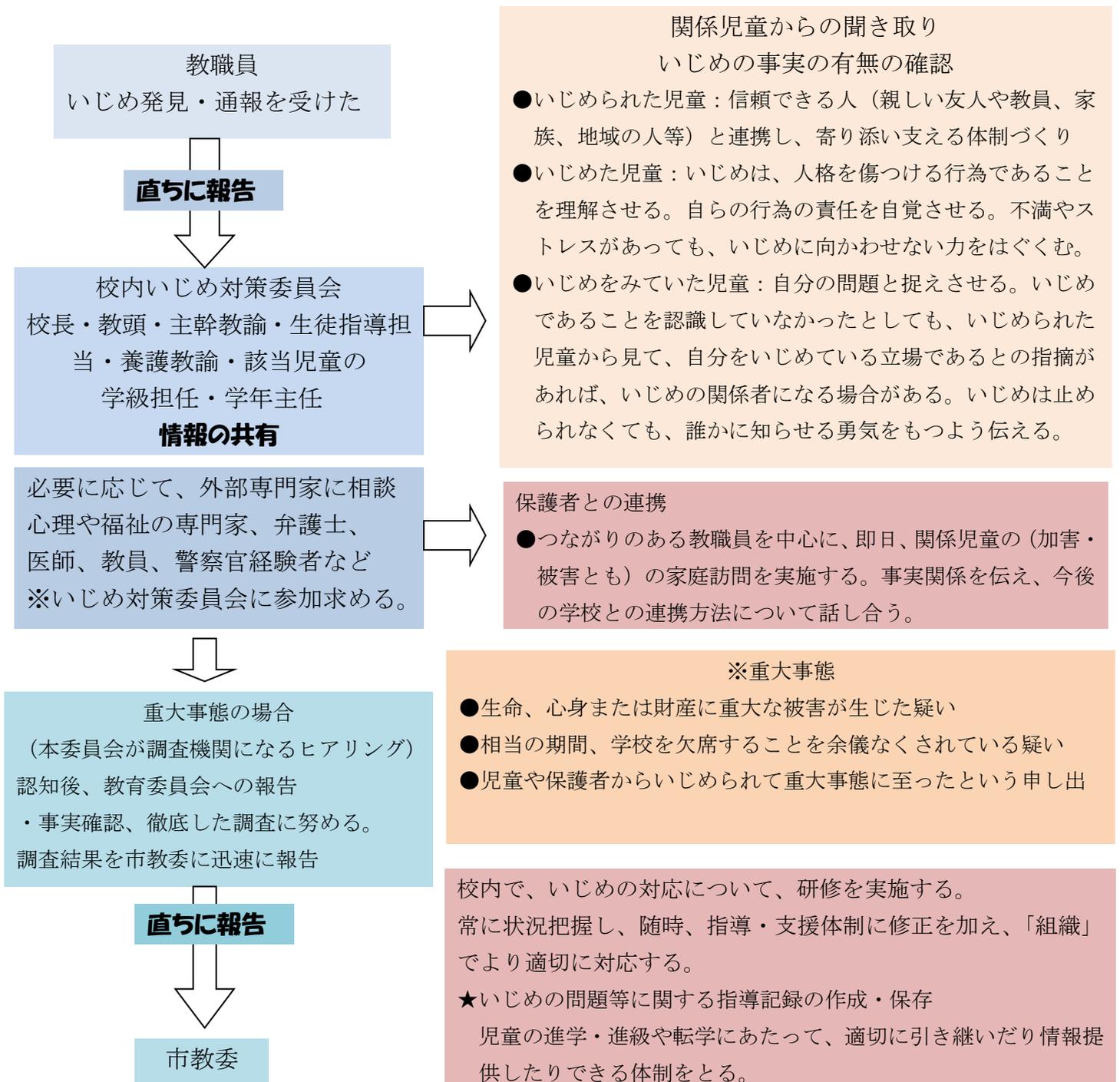
- 5月、10月、1月に学校生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活アンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。
- いじめアンケート調査の結果を職員間で共有し、組織的に対応する。

8. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の充実

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・養護教諭・該当児童の学級担任および学年主任を構成員として、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

◎いじめに対する措置



9. ネット上のトラブル対応について

携帯電話等の普及に伴い、SNS 等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、全学年で発達段階に応じた情報リテラシー教育（「ケータイ教室」等）を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においても、これらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受け付けなど、関係機関の取り組みについても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

10. いじめ防止対策における留意点

- 遊びや悪ふざけ等、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- いじめを知らせてきた児童の安全は、十分に確保すること。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。

★観衆や傍観者への対応

いじめをはやし立てたり面白がったりすることや、いじめを見たり聞いたりしていたにも関わらず、それを阻止しないことは、いじめに加担する行為であることを理解させること。

★学校評価

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価していただき、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組む。

★教員評価

いじめの問題に関する目標設定や、目標への対応状況を評価する。いじめの有無や、その多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価する。

いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立平岡小学校

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等(市教委含む)	保護者アンケート
4	始業式 発育測定① 家庭訪問 学習参観	なかよし集会(～3月) 校内いじめ対策委員会 ※毎月開催 「楽しいクラスをつくろう」	特別活動	代表委員会 ・生徒指導主任・担当学年		
5	体育大会	学校生活アンケート①	体育科	学年主任 体育主任 養護教諭		
6	スポーツテスト週間 緊急下校指導① 校外学習①	平岡っ子アンケート① なかよし集会「ウォークラリー」	体育科 道徳科	生徒指導主任 担当学年		
7	内科検診 交通安全教室 個人懇談会	非行防止教室(6年) ネット教育(3年)	保健 道徳科	生徒指導主任 担当学年	警察署	
8	夏季休業	人権・特別支援・生徒指導等に関する教員対象の研修会		研修主任	指導主事	
9	身体測定② 修学旅行	「心の悩み等相談週間」①	保健	学年主任 養護教諭		
10	緊急下校指導② 林間学校	学校生活アンケート② ネット教育(1・2年) 「ケータイ教室」ネットいじめ防止プログラム(高学年) SAFEプログラム(低学年) 学校協議委員会・学校評価者会議	総合的な学習の時間 特別活動	担当学年 生徒指導主任	PTA	
11	校外学習① にんげん学習交流会 ひらおかスタディ	平岡っ子アンケート② いじめ防止に関する教員対象の校内研修会 なかよし集会「ドッジボール大会」	道徳科 総合的な学習の時間	人権主担 生徒指導主任 代表委員会	堺人研 指導主事	実施
12	個人懇談会②	非行防止教室(5年) 「心の悩み等相談週間」② CAPワークショップ(4年)	道徳科 体育科	人権主担 体育主任 養護教諭	PTA SC	集計・考察 共通理解
1	避難訓練	学校生活アンケート③	国語科	学年主任		
2	学習参観・懇談会	地域清掃活動 なかよし集会「かるた大会」	総合的な学習の時間 特別活動	担当学年 保健主事	PTA	
3	卒業式 修了式	お別れ遠足 学校協議委員会・学校評価者会議		担当学年		